

## 新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 地位協定特例法関係</p> <p>（軍艦等の入出港手続）</p> <p>5-4 <u>軍艦及び軍用機</u>は、関税法（昭和29年法律第61号）において入出港の手続を要しないことに留意する。</p> <p>（一般貨物を積載した公用船又は公用機の不開港出入）</p> <p>5-5 公用船又は公用機が、一般貨物（法第6条の規定の適用を受けない貨物）を積載して不開港に入出港するときは、不開港出入の許可をとらせ、許可手数料を徴収するものとし、これ以外の場合の不開港出入については、入出港の報告をさせる。</p> <p><u>なお、一般貨物（法第6条の規定の適用を受けない貨物）には、法第6条に掲げる物品に相当する輸出貨物を含まないものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 地位協定特例法関係</p> <p>（軍艦等の入出港手続）</p> <p>5-4 <u>軍艦及び沿岸警備船並びに戦闘用航空機及び沿岸警備隊機</u>は、関税法（昭和29年法律第61号）において<u>も入出港の手続を要しないことになっているので、これらの船舶等が一般の旅客又は貨物を積載しない限り、関税法上の入出港の手続を要しないから、留意する。</u></p> <p>（一般貨物を積載した公用船の不開港出入）</p> <p>5-5 公用船又は公用機が、一般貨物（法第6条の規定の適用を受けない貨物）又は<u>一般旅客</u>を積載して不開港に入出港するときは、不開港出入の許可をとらせ、許可手数料を徴収するものとし、これ以外の場合の不開港出入については、入出港の報告をさせる。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 ATA条約特例法関係</p> <p>（通関手帳の使用が可能な国及び地域）</p> <p>0-2 通関手帳（法第2条第1号に規定する通関手帳をいう。以下本章において同じ。）の使用が可能な国及び地域は、次のとおりである（<u>令和6年4月30日現在</u>）。</p> <p>アルバニア、アルジェリア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カナダ、チリ、中華人民共和国、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、カザフスタン、大韓民国、ラトビア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マレーシア、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、</p>	<p style="text-align: center;">第5章 ATA条約特例法関係</p> <p>（通関手帳の使用が可能な国及び地域）</p> <p>0-2 通関手帳（法第2条第1号に規定する通関手帳をいう。以下本章において同じ。）の使用が可能な国及び地域は、次のとおりである（<u>令和4年1月1日現在</u>）。</p> <p>アルバニア、アルジェリア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カナダ、チリ、中華人民共和国、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、カザフスタン、大韓民国、ラトビア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マレーシア、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前																									
<p>モロッコ、オランダ、<u>ニュージーランド</u>、北マケドニア、ノルウェー、パキスタン、<u>ペルー</u>、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、セネガル、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、<u>チュニジア</u>、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、<u>アメリカ合衆国</u>、<u>ベトナム</u>（79 개국及び地域）</p> <p>（保証団体による通関手帳の確認）</p> <p>3-1 令第 3 条第 1 項に規定する「税関長がその必要がないと認めた場合」とは、次に掲げる場合以外の場合とする。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 通関手帳の表紙の最上欄（発給団体）に、次表に掲げる団体名が記載されていない場合（注）</p> <p>（注）下表の団体名は、「下表の団体以外の団体名（実際の発給団体）、under the guarantee of（下表の団体名）」という形で記載されることもあるので、留意する。</p> <p style="text-align: right;">（令和 6 年 4 月 30 日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>団体名（国際保証組織に加入している団体）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（省略）</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>PAKISTAN</td> <td>ICC Pakistan</td> </tr> <tr> <td><u>PERU</u></td> <td><u>Camara de Comercio Lima</u></td> </tr> <tr> <td>（省略）</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td><u>V I E T N A M</u></td> <td><u>Vietnam Chamber of Commerce and Industry</u></td> </tr> </tbody> </table>		国名	団体名（国際保証組織に加入している団体）	（省略）	（省略）	PAKISTAN	ICC Pakistan	<u>PERU</u>	<u>Camara de Comercio Lima</u>	（省略）	（省略）	<u>V I E T N A M</u>	<u>Vietnam Chamber of Commerce and Industry</u>	<p>モロッコ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、セネガル、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国（77 개국及び地域）</p> <p>（保証団体による通関手帳の確認）</p> <p>3-1 令第 3 条第 1 項に規定する「税関長がその必要がないと認めた場合」とは、次に掲げる場合以外の場合とする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 通関手帳の表紙の最上欄（発給団体）に、次表に掲げる団体名が記載されていない場合（注）</p> <p>（注）下表の団体名は、「下表の団体以外の団体名（実際の発給団体）、under the guarantee of（下表の団体名）」という形で記載されることもあるので、留意する。</p> <p style="text-align: right;">（令和 4 年 1 月 1 日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>団体名（国際保証組織に加入している団体）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（同左）</td> <td>（同左）</td> </tr> <tr> <td>PAKISTAN</td> <td>ICC Pakistan</td> </tr> <tr> <td>（新規）</td> <td>（新規）</td> </tr> <tr> <td>（同左）</td> <td>（同左）</td> </tr> <tr> <td>（新規）</td> <td>（新規）</td> </tr> </tbody> </table>		国名	団体名（国際保証組織に加入している団体）	（同左）	（同左）	PAKISTAN	ICC Pakistan	（新規）	（新規）	（同左）	（同左）	（新規）	（新規）
国名	団体名（国際保証組織に加入している団体）																										
（省略）	（省略）																										
PAKISTAN	ICC Pakistan																										
<u>PERU</u>	<u>Camara de Comercio Lima</u>																										
（省略）	（省略）																										
<u>V I E T N A M</u>	<u>Vietnam Chamber of Commerce and Industry</u>																										
国名	団体名（国際保証組織に加入している団体）																										
（同左）	（同左）																										
PAKISTAN	ICC Pakistan																										
（新規）	（新規）																										
（同左）	（同左）																										
（新規）	（新規）																										